

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成15年7月から16年8月まで
③ 平成17年6月及び同年7月

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についてははっきりと記憶していないが、申立期間①については、厚生年金保険に加入するまで納付書が発行されれば納付してきたと思う。また、申立期間②及び③の国民年金保険料を含め、結婚する頃に未納期間の国民年金保険料を全て納付したと思うので、未納期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間である上、申立人は、申立期間①の前後の国民年金保険料を納付又は申請免除していることが確認できる。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かではない。

また、申立人は、平成17年に結婚する頃に未納期間の国民年金保険料を全て納付したと思うと述べているところ、オンライン記録によれば、19年5月26日に申立人に戸別訪問による納付督促が行われたことが確認でき、その時点で、申立期間③、18年3月及び同年4月の国民年金保険料が未納であったものと考えられる。

なお、平成18年4月の国民年金保険料については、納付督促後の19年10月3日に納付されたことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

②及び③の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 6 月まで

私は、A 県から実家へ戻った時に国民年金の加入手続を行った。役所の窓口で未納期間の納付方法について説明があり、分割の納付書を作成してもらい、国民年金保険料は、役所内にあった銀行又は国民年金の窓口で納付した。

未納期間があるのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月 27 日に払い出されていることが確認でき、その時点で遡って納付することとなる申立期間直後の昭和 62 年 7 月以降の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立人は、未納期間の国民年金保険料を分割にして納付したと述べているところ、B 市（現在は、C 市）が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は、複数回に分けて納付されていることが確認でき、申立内容と符合することを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても、納付されていたものと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月8日

A社から平成19年6月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録には当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年6月8日に支給された賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和43年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和42年8月にA社に入社し、直後にグループ会社であるD社E工場（現在は、B社F事業所）に出向した後、申立期間にはA社に戻り、平成16年6月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料明細書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社E工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の所持する「昭和43年分給与所得の源泉徴収票」に昭和43年1月21日にA社に異動した旨の記載があることから、同社における資格取得日を同年1月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者記録における資格取得日と雇用保険の加入記録

における資格取得日が同じ昭和 43 年 2 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年2月14日にA社に入社し、59年9月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 11 日から 32 年 6 月 29 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 26 日から同年 10 月 26 日まで

年金事務所から、申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は、当時、脱退手当金制度や社会保険事務所（当時）の所在地を知らなかったし、支給記録のある時期は、長男の出産時期に当たり、どこかに向いてお金を受け取るような余裕は無かったと記憶している。

このような取扱いには納得できないので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和39年4月18日に支給決定されたこととなっているほか、申立期間における最終事業所であるA社の元経理担当者は、「退職時に脱退手当金制度について説明したり、代理請求したことは無かった。」と述べていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定額と196円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月及び同年2月
申立期間の国民年金保険料は、結婚後に、夫が一括して納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳によれば、申立人は、昭和53年3月3日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間として処理され、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を夫が一括して納付したと思うと述べているところ、前述の被保険者名簿及び特殊台帳によれば、昭和42年11月から44年3月までの国民年金保険料を結婚後の55年6月17日に一括して納付したことは確認できる。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 53 年 1 月までの期間及び 58 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、夫が納付していた。定期的に納付することが難しい場合には、ボーナス時にまとめて納付していたと思うので、納付しなければならない国民年金保険料は、全て納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及びA町（現在は、A市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 53 年 2 月 25 日に国民年金に任意加入し、58 年 7 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間は未加入期間として処理され、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の夫の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から55年3月まで

夫が自営業であったので、結婚してすぐに国民年金に加入し、私が夫の分と一緒に国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。初めは、市役所で納付し、年金手帳にスタンプを押してもらっていて、その後、納付書により郵便局で納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和55年9月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、この時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は102か月と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで
私は、申立期間には、23 万円以上の給与を受け取っていたが、その金額と申立期間の標準報酬月額が相違しており、納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間当時、A社から支給されていた報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社の元事業主も、賃金台帳等の関連資料を廃棄しているとしている上、同僚に照会しても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額については、遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 22 日から 49 年 2 月 1 日まで
② 昭和 49 年 2 月 1 日から 52 年 6 月 16 日まで

年金事務所を訪れ、自分の厚生年金保険の加入記録を確認した際、初めて、申立期間について脱退手当金を支給されていると知った。

しかし、脱退手当金をもらったとされている当時、夫は高収入で生活に余裕があったし、脱退手当金の支給日が、退職してから3年以上経過した後になっているのは不自然である。

このような取扱いには納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所であるA社（現在は、B社）の管轄年金事務所に保管されている申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、改姓後の氏名で署名及び押印されている上、当該脱退手当金裁定請求書に記載されている住所は、当時、申立人が住んでいた住所地と一致しており、脱退手当金の支払については、当該住所地の最寄りの郵便局に送金されている形跡が確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。